

# 大分県土木設計等委託業務監督要領

## ( 目 的 )

第1条 この要領は、農林水産部及び土木建築部が発注する建設工事（森林整備工事を含む）に係る測量、調査、設計等の委託業務（以下「委託業務」という。）の監督に関し必要な事項を定め、厳正かつ適正な監督業務の実施を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「監督」とは、大分県土木設計業務等委託契約約款（令和3年3月31日大分県告示第255号以下「約款」という。）及び設計図書（別冊の図面、仕様書、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。）に基づき委託内容を把握し、契約の適正な履行を確保するため、業務の過程において契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うことをいう。
- (2)「契約図書」とは、約款（契約書を含む）及び設計図書をいう。
- (3)「発注者」とは、支出負担行為担当者又は契約担当者をいう。
- (4)「受注者」とは、委託業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他法人をいう。又は法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- (5)「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で約款第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- (6)「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対して指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、約款第9条第1項に規定する者をいい、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。

## (監督の体制)

第3条 発注者は、委託業務の契約締結後は、調査職員を任命して必要な監督をさせなければならない。

- 2 発注者は、調査職員の職氏名を調査職員選任（変更）通知書（第5号様式）により、受注者に通知しなければならない。

## (調査職員の職務)

第4条 調査職員は、次の各号に掲げる業務を行うとともに、発注者に対し、必要に応じ監督業務の内容について報告し指示を受けなければならない。

- (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示
- (2) 契約図書の記載内容に関する受注者の確認の申し出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) 委託業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- (4) 委託業務の設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認められる場合における発注者に対する報告
- (5) 契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
- (6) その他、監督業務執行上、発注者が特に必要と認めたもの

## (調査職員の職務の分担)

第5条 総括調査員は、主任調査員及び調査員を指揮監督し、監督業務を総括する。

- 2 主任調査員は、調査員を指揮監督し、監督業務を適正に執行する。
- 3 調査員は、総括調査員及び主任調査員の指揮監督の下に監督業務を適正に執行する。

#### (調査職員の任命)

第6条 発注者は、当該業務の内容、規模、態様等を考慮し、委託業務の契約ごとに原則として次表に掲げる調査職員を任命するものとする。なお、やむを得ない場合は、総括調査員と主任調査員は兼務することができる。

項 目		総括調査員 (1名)	主任調査員 (1名)	調 査 員 (1名)
本庁発注 業 務	本 庁	課長補佐級職以上  (係長級職)	係長級職以上  (主任・主事級職)	主任・主事 級職以上
	地 方 機 関 (振興局・土木事務所等)			
地方機関 発注業務	振興局・土木事務所等			

上表の( )書きの職級の者は、調査職員を確保できない場合においてのみ任命することができる。

#### (調査職員任命の特例)

第7条 発注者は、前条の規定によりがたい場合は、監督業務を適正に執行できると認められる者を当該業務の調査職員に任命することができる。

#### (調査職員の責務)

第8条 調査職員は、委託業務の内容及び履行状況を十分に把握し、設計図書に基づき、委託業務が適正に履行されるように監督を行わなければならない。また調査職員が行う指示、承諾、回答は原則として、書面により行わなければならない。

- 2 調査職員は、関係機関との協議、調整を図り必要な処置を講ずるとともに、地元関係者等との交渉等が必要な場合は適切にこれを行い、委託業務の履行に支障のないよう努めなければならない。

#### (委託業務の説明及び指示)

第9条 調査職員は、受注者に対し、委託業務の着手前に設計図書に基づき、当該委託業務の内容を正確に説明し、委託業務が初期の目的に従って履行されるよう必要な指示を行わなければならない。また、委託業務の履行中における紛争の防止、労働及び公衆災害の防止等についても必要な指示を行わなければならない。

#### (委託業務の促進)

第10条 調査職員は、常に委託業務の進捗状況に留意し、遅延するおそれがあると認められるときは、受注者と協議するとともに、その内容を発注者に報告しなければならない。

- 2 調査職員は、天災その他やむを得ない理由によって進捗が妨げられたときは、速やかに、

発注者に報告しなければならない。

#### (委託業務の変更及び中止)

第 11 条 調査職員は、委託業務の内容を変更する必要があると認められた場合は、速やかに理由を付して発注者に報告し、その指示を受けて所定の手続きを行い、委託業務の内容の変更を受注者に指示しなければならない。

2 調査職員は、委託業務を一時中止する必要があると認められた場合は、速やかに理由を付して発注者に報告し、その指示を受けなければならない。

#### (臨機の措置)

第 12 条 調査職員は、災害の防止その他委託業務の履行上、受注者に臨機の措置をとらせる必要があると認められたときは臨機の措置をさせ、その結果を発注者に報告しなければならない。

#### (事故等に関する措置)

第 13 条 調査職員は、受注者から屋外で行う委託業務実施中に事故等の発生報告があった場合は、事故報告書を作成し発注者に報告するとともに所定の手続きを行わなければならない。

#### (法令の遵守)

第 14 条 調査職員は、諸法令を遵守し、これに違反することのないよう、受注者を指導しなければならない。また、関係官公庁及び関係機関への所定の手続き等がなされているか、確認しなければならない。

2 調査職員は、発注者が諸法令に基づき関係官公庁及び関係機関へ所定の手続き等をすべきときは、速やかに所定の手続き等を行わなければならない。

#### (委託業務の成績評定)

第 15 条 調査職員は、「大分県土木設計等委託業務成績評定要領」に基づき評定を行い、評定表を発注者に提出しなければならない。

#### (委託業務の検査への立会)

第 16 条 調査職員は、委託業務の検査に立会わなければならない。ただし、やむを得ない理由により立会いができないときは、委託業務の内容を十分理解している者を代理とすることができる。

#### (附 則 )

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日以降起案する土木設計等委託業務に適用する。

(平成 25 年 3 月 19 日 工検第 987 号)

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降起案する土木設計等委託業務に適用する。

(平成 31 年 3 月 22 日 工検第 886 号)

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降起案する土木設計等委託業務に適用する。

(令和 3 年 4 月 1 日 工検第 1 号)